

県北広域振興局長告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成30年1月12日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	廃止年月日
二戸市福岡字八幡下20番4地先	172.300	4	平成29年12月21日